

## 八代市告示第38号

平成18年6月30日八代市告示第77号（建築物の中間検査制度の導入）の全部を次のように改正し、令和3年8月1日から施行する。

令和3年3月19日

八代市長 中村博生

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

### 1 中間検査を行う区域

八代市全域

### 2 中間検査を行う期間

令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

### 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

#### (1) 構造

次のいずれかに該当するもの

ア 新築、増築又は改築に係る部分の構造が木造又は鉄骨造（これらの構造と混合した構造を含み、イに該当するものを除く。以下同じ。）であるもの

イ 新築、増築又は改築に係る部分の構造が鉄筋コンクリート造その他の2階の床及びはりの配筋工事がある構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）であるもの

#### (2) 用途

次のいずれかに該当するもの

ア 前号アに掲げる構造の建築物にあつては、長屋又は共同住宅

イ 前号イに掲げる構造の建築物にあつては、法別表第1イ欄（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く。）

#### (3) 規模

新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物

### 4 指定する特定工程

次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

(1) 木造の建築物 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（桝組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の工事）の工程

(2) 鉄骨造の建築物 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程

(3) 鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものにあつては、2階の床版及びはりの取付工事）の工程

## 5 指定する特定工程後の工程

次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

- (1) 木造の建築物 構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては耐力壁）を覆う外装工事又は内装工事の工程
- (2) 鉄骨造の建築物 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程
- (3) 鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものにあつては、2階柱又は壁の取付工事）の工程

## 6 適用除外

法第18条若しくは第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。